

# 【新旧対照表】 HINOKA 損害賠償規定

(下線部分変更箇所)

現行の文言	新しい文言	備考
<b>損害賠償規定</b>		
<b>第4条 (賠償条件)</b>		
(1) ~ (8) (略)	(1) ~ (8) (略)	(略)
	<u>(9) 購入価格1点 (スーツ等は1着) が15万円を越す商品のご依頼時、シャンゼリゼ仕上げのご指定がなかった場合の賠償額は購入金額を最高15万円として算定するものとします。</u>	(新設)
<b>第6条 (賠償額の算定に関する特例)</b>		
<p>洗たくものが紛失した場合など前条に定める賠償額の算定によることが妥当でないとみとめられる場合には、つぎの方式を使用する。ただし、依頼品を紛失した場合等であっても、物品の再取得価格、購入時からの経過月数が明らかである場合は、前条に定める賠償額の方式により算定する。</p> <p>(1) 洗たく物がドライクリーニングによって処理されたとき・・・クリーニング料金の40倍                  (2) 洗たく物がウェットクリーニングによって処理されたとき・・・クリーニング料金の40倍                  (3) 洗たく物がランドリーによって処理されたとき・・・クリーニング料金の20倍</p> <p>※第4条 (5) により賠償額が賠償対象品の時価 (小売価格) またはアパレルメーカー・販売事業者等の販売価格をこえることはない。</p>	<p>洗たくものが紛失した場合など前条に定める賠償額の算定によることが妥当でないとみとめられる場合には、つぎの方式を使用する。ただし、依頼品を紛失した場合等であっても、物品の再取得価格、購入時からの経過月数が明らかである場合は、前条に定める賠償額の方式により算定する。</p> <p>(1) 洗たく物がドライクリーニングによって処理されたとき・・・クリーニング料金の40倍                  (2) 洗たく物がウェットクリーニングによって処理されたとき・・・クリーニング料金の40倍                  (3) 洗たく物がランドリーによって処理されたとき・・・クリーニング料金の20倍</p> <p>※第4条 (5) により賠償額が賠償対象品の時価 (小売価格) またはアパレルメーカー・販売事業者等の販売価格をこえることはない。</p> <p><u>※請求金額からシステム利用経費(提供価格の10%)と宅配経費(商品点数に応じて算出)を除いた70%をクリーニング料金とする。</u></p> <p><u>※1 注文あたり20万円、1点あたり5万円を賠償額の限度とする。ただし、並行輸入品や海外で購入した海外製品については、1点あたり3万円を賠償額の限度とする。</u></p>	(追加)

ポニークリーニング 穂高株式会社  
規改 2404